

大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、家畜伝染病が県内や隣県で発生した場合に県内の畜産農家の事業継続を支援することを目的として、大分県家畜伝染病緊急支援資金融通措置要綱（平成23年4月1日団指金第2348号。以下「措置要綱」という。）に規定する家畜伝染病緊急支援資金の貸付けを行う措置要綱第3に掲げる融資機関に対し、利子補給補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補給率)

第2条 この補助金の利子補給率は、措置要綱第5の1に定める貸付利率とする。

(利子補給契約)

第3条 この補助金については、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給等補助金の額)

第4条 この補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間における貸付額に融資期間を乗じて年間の日数で除して得た金額に対し、第2条に規定する利子補給率を乗じた額とする。

(補助金の交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項及び第12条の規定による交付申請並びに実績報告は、補助金交付申請並びに実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 家畜伝染病緊急支援資金貸付及び利子補給実績書（第2号様式）

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第1項第3号及び第2項第1号から第6号までに掲げる事項とする。

(申請書並びに実績報告書の提出期限)

第6条 規則第3条第1項及び第12条の規定により提出する補助金交付申請書並びに実績報告書の提出期限は、1月31日までとする。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、常に利子補給にかかる貸付債務の保全に必要な注意を払うこと。
- (2) その他規則、措置要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知並びに補助金の額の確定通知)

第8条 規則第6条及び第13条の規定による通知は、補助金の交付決定通知書並びに額の確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第 9 条 この補助金は精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第 1 0 条 補助金の交付決定通知並びに額の確定通知を受けたものが、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給契約書

大分県知事 (以下「甲」という。)と、
(以下「乙」という。)とは、乙が貸付ける大分県
家畜伝染病緊急支援資金につき甲が乙に対し利子補給補助金を交付することにつ
いて次の条項を契約する。

- 第1条 甲は、乙の融資に係る大分県家畜伝染病緊急支援資金につき、大分県家畜
伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付要綱（平成23年4月1日団指金第
2349号。以下「交付要綱」という。）の定めるところにより乙に対し利子補
給補助金を交付する。
- 第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づ
き、甲が利子補給承認通知書を交付することによって行うものとする。
- 第3条 乙は、大分県家畜伝染病緊急支援資金融通措置要綱（平成23年4月1日
団指金第2348号。以下「措置要綱」という。）第5の2の規定により、農業
信用基金協会から債務保証の承諾を得た後は、速やかに貸付けを行わなければ
ならない。ただし、借受者のやむを得ない事情により乙が特に必要と認めたときは、
この限りでない。
- 第4条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったときは、速やかにその旨を甲に
報告するものとする。
- 第5条 甲が乙に対して交付する利子補給補助金の額は、交付要綱第4に規定する
方式により算出した額とする。
- 第6条 乙が貸付けの弁済期限等の延長を認めた場合に発生する甲の利子補給額
の増額は、認めない。
- 第7条 乙は、甲に対し利子補給補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱
第6の規定により、1月31日までに利子補給補助金交付申請書並びに実績報告
書を甲に提出するものとする。
- 第8条 甲は前条の申請書を審査し、適当と決定したときは、乙に対し補助金交付
決定の通知をするものとする。
- 第9条 甲は、乙から請求書を受理したときは、その日から30日以内にこれを支
払うものとする。
- 2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払いをする日までの
期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合をもって計算した遅延損害金
を乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日
当りの割合とする。
- 第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなけれ
ばならない。

- 第11条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権において、延滞が発生した場合は、甲
に対して速やかに状況を報告するものとする。
- 第12条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を借入の目
的以外に使用したときは、乙に対する利子補給補助金を打ち切り、又は既に交付
した利子補給補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が措置要綱、交付要綱又はこの契約の条
項に違反したときは、乙に対する利子補給補助金を打ち切り、又は既に交付した
利子補給補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- 第13条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し、甲が報告を求めたとき、又
は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした
ときには、これに協力しなければならない。
- 第14条 乙は、名称、住所、代表者又は代表者印を変更したときは、速やかに甲に
届け出なければならない。
- 第15条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議
により定めるものとする。
- 第16条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙両者の協議により定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印してそれぞれ一通を保
有するものとする。

年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事

乙 住所
融資機関名
代表者

第 1 号様式（第 5 条関係）

年度大分県家畜伝染病緊急支援資金
利子補給等補助金交付申請書並びに実績報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所
氏 名

大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの期間に係る利子補給補助金 円の交付を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請並びに実績を報告します。

添付書類

家畜伝染病緊急支援資金貸付及び利子補給実績書（第 2 号様式）

年 家畜伝染病緊急支援資金貸付及び利子補給実績書

(融資機関名)

[illegible]

第 3 号様式（第 8 条関係）

年度大分県家畜伝染病緊急支援資金
利子補給等補助金交付決定通知書並びに額の確定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった

年度大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付申請書並びに実績報告書に基づき、大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付要綱第 8 条の規定により、利子補給補助金を下記のとおり交付することに決定し、あわせて利子補給補助金の額を同額に確定したので通知します。

記

- 1 利子補給補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付対象は、補助金交付申請書並びに実績報告書記載のとおりとする。
- 3 補助条件
 - （1）補助事業者は、常に利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払うこと。
 - （2）その他大分県補助金等交付規則、大分県家畜伝染病緊急支援資金融通措置要綱及び大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付要綱の定めに従うこと。

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

年度大分県家畜伝染病緊急
支援資金利子補給等補助金交付請求書

第 年 月 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定
通知並びに額の確定通知のあった 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3
1 日までの期間に係る利子補給補助金 円を交付さ
れるよう大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付要綱第 9
条の規定により請求します。